○報道連絡員運営要綱

平成 18 年３月 28 日

広　第　１１３　号

警　察　本　部　長

報道機関に対する迅速かつ的確な広報対応を目的とした報道体制の強化を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 18 年４月１日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

報道連絡員運営要綱

第１　趣旨

この要綱は、総務部広報課において、報道連絡に従事する職員（以下「報道連絡員」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　担当業務

報道連絡員の行う業務は、次のとおりとする。

(1) 報道の企画、調整及び指導に関すること。

(2) 報道機関に対する広報の実施に関すること。

(3) 事件事故の現場等における報道対応に関すること。

(4) 報道関係資料の収集整備に関すること。

(5) 前記(1)から(4)までに掲げるもののほか報道に関する特命事項に関すること。

第３　勤務制

報道連絡員の勤務制は、日勤制勤務及び交替制勤務とし、その適用者は次のとおりとする。

勤　務　制	適　用　者
日　勤　制　勤　務	報道第一係の職員のうち総務部広報課長（以下「広報課長」という。）が指定する者
交　代　制　勤　務	報道第一係　報道第二係　報道第三係

第４　勤務時間

報道連絡員の勤務時間は、日勤制勤務に従事する者にあっては一定周期を平均して１週間当たり 38 時間 45 分とし、交替制勤務に従事する者にあっては３週間を平均して１週間当たり 38 時間 45 分とする。

一部改正〔平成 21 年第 877 号〕

第５　勤務時間の割り振り等

１　報道連絡員の勤務時間の割り振り等は、次のとおりとする。

区分 勤務制	勤務時間	勤　務		休憩時間
		開始時刻	終了時刻	
日勤制勤務	埼玉県警察処務規程（昭和 38 年埼玉県警察本部訓令第 12 号）第 12 条第１項に定めるところによる。			

交替制勤務	当番日	15時間30分	午前８時30分	翌日の午前８時30分	８時間30分
	日勤日	７時間45分	午前８時30分	午後５時15分	１時間

２　広報課長は、前項の交替制勤務の休憩の時刻を定めることとし、必要があるときは、前項の規定にかかわらず勤務の開始及び終了の時刻を変更することができる。

一部改正〔平成19年第889号、21年第12号〕

第６　週休日

広報課長は、交替制勤務に従事する者の週休日を３週間を通じて６日の割合で設けなければならない。

第７　交替制勤務の割り振り

交替制勤務は、当番、非番及び日勤とし、その割り振りは、原則として別表のとおりとする。

第８　勤務計画

広報課長は、報道連絡員の勤務計画を策定し、報道連絡員に指示するものとする。

第９　報道連絡員の運用等

１　報道連絡員は、埼玉県警察本部の当直に関する訓令（平成４年埼玉県警察本部訓令第29号。以下「本部当直に関する訓令」という。）第６条第３号の規定により当直時間帯にあっては、当直長の指揮を受けるものとする。

２　当直時間帯における報道連絡員の勤務場所、服装等については、本部当直に関する訓令に規定する当直勤務員に準ずるものとする。

３　報道連絡員は、勤務中取り扱った広報事案を報道機関に対する広報要領（平成６年埼例規第16号・広報）に規定する別記様式第１号・第２号によりとりまとめ、勤務終了後速やかに広報課長に報告しなければならない。

実施日

この通達は、平成18年４月１日から実施する。

実施日　（平成19年３月30日務第889号）

この通達は、平成19年４月１日から実施する。

附則　（平成21年３月31日務第877号）

この通達は、平成21年４月１日から実施する。

【別表省略】